

ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書等について

最高裁判所は、昭和23年から昭和47年までの間に、下級裁判所から、ハンセン病患者を当事者とする事件について開廷場所の指定の上申を受け、ハンセン病療養所や刑事収容施設等を開廷場所に指定していたところ、平成25年11月6日に全国ハンセン病療養所入所者協議会ほか2団体から、これら開廷場所指定の正当性について検討されたいとの要請書を受領したことを契機として、事務総局に調査委員会を設置して調査を開始しました。そして、関係資料の探索や関係者からのヒアリング等を経て、有識者委員会からの意見を踏まえ、平成28年4月25日に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」及び最高裁判所裁判官会議談話の公表を行ったものです。

報告書を公表してから現在までの間に、司法研修所及び裁判所職員総合研修所における各種研修や各庁での国立ハンセン病療養所への見学訪問など様々な形で、裁判官をはじめとする裁判所職員に対し、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権意識を深める取組がされてきました。

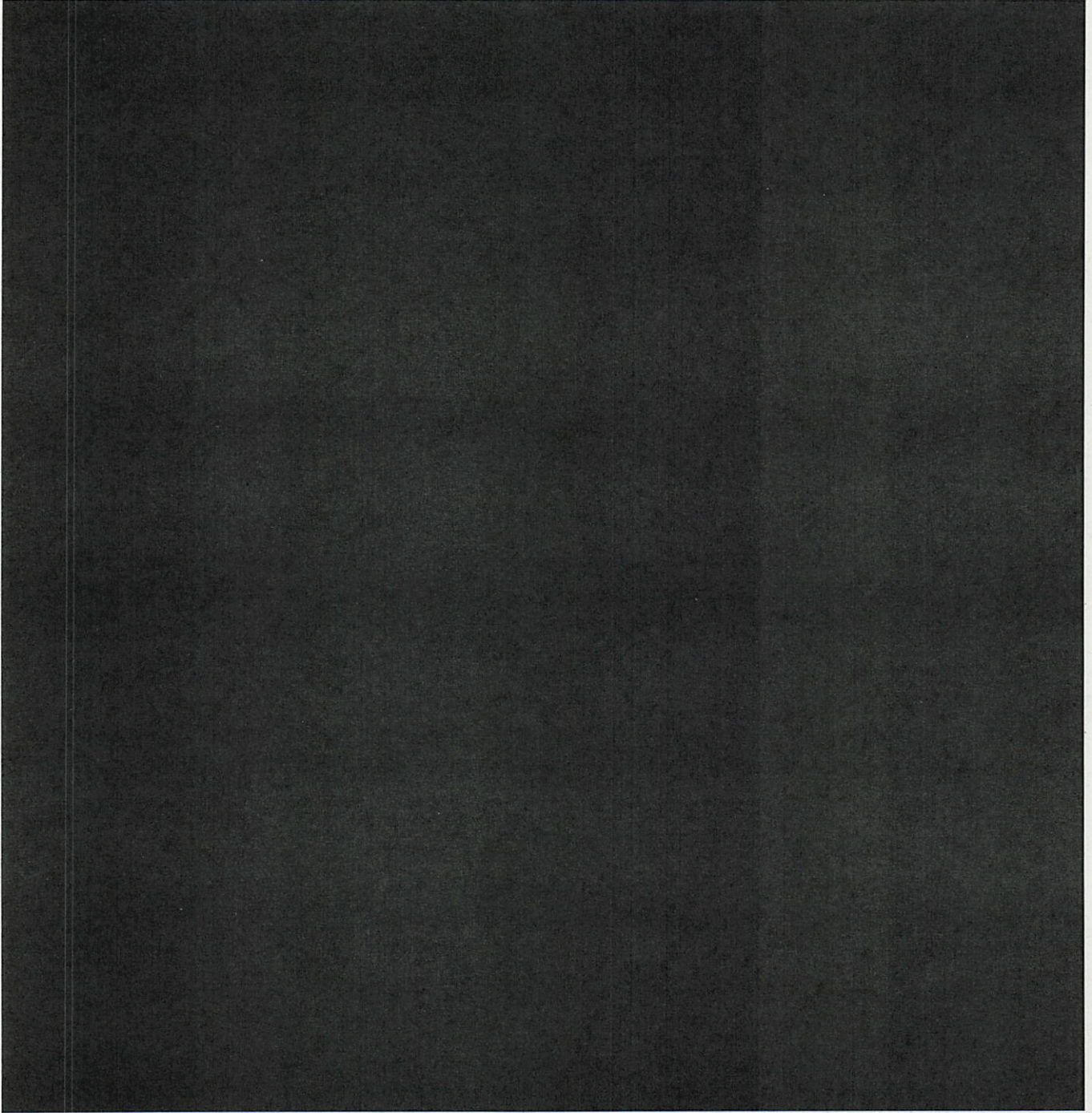
最高裁においては、平成28年以降継続して、政府の開催する「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典に、最高裁事務総長が最高裁長官の代理として参列しており、各庁においても、上記のような見学訪問など各庁の実情に応じたハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修等を引き続き実施しているところです。

報告書の内容及び報告書に添付されている有識者委員会の提言並びに最高裁判所裁判官会議談話を決して過去のものと考えることなく、一人一人の裁判所職員が、人権問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直し、日々の職務遂行が司法制度を利用する国民の権利利益や社会生活に深い影響を及ぼし得るものであることを常に自戒して職務に取り組み、司法に対する国民の期待と信頼に応えていく必要があります。

調査報告書等の内容及び有識者委員会の議事要旨等については、最高裁判所ホームページ内の次のページも参考にしてください。

[ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会 | 裁判所 \(courts.go.jp\).](#)

[ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書及び最高裁判所裁判官会議談話について | 裁判所 \(courts.go.jp\).](#)



この文書は、ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会の調査報告書及び最高裁判所裁判官会議談話について、裁判所 (courts.go.jp) に掲載されています。